



○訪問型・通所型サービス(対象:要支援者、事業対象者)

1. 介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス

- ・11/1 指定の生活支援訪問サービスの市内事業所数は 276 で、介護予防訪問サービスの事業所数(539)の51%。
- ・訪問型サービスの対象者について、平成 30 年 4 月より、ケアプランの作成時に、アセスメントの中で、利用者の状態像等をもとに必要なサービスを判断する取扱いに変更。
- ・9月の生活支援訪問サービスの利用者数は約 1,300 名(総合事業の訪問型サービス利用者(約 11,300 人)の約 12%。請求誤り等により今後変動する可能性あり)。
- ・生活支援訪問サービス従事者養成研修を平成 29 年 3 月より 8 回実施し、修了者は 337 名。今年度は今後2回開催(各 50 名募集)。
- ・平成 29 年度第3回より、研修終了後に、スタッフ募集中の事業者による説明会を開催。
平成 30 年度より、新たに市営地下鉄各駅、福祉系大学、図書館、シルバーカレッジへチラシを配布、配架。また、研修修了者による体験談を動画で収録し、研修時に放映。

2. 住民主体訪問サービス

- ・随時補助申請を受付しており、11 月末現在、実施団体は6団体。
- ・平成 30 年 9 月の利用者数は 30 人。

3. 介護予防通所サービス

- ・11/1 指定の介護予防通所サービスの市内事業所数は 423。9月の利用者数は約 10,400 名。
- ・平成 30 年 4 月より、要支援2の利用者について、週あたりの利用回数に応じた料金区分を設定。

4. 短期集中通所サービス(平成 30 年 12 月末終了)

- ・各区1ヶ所程度、3ヶ月の期間で短期集中的に訓練(ストレッチ体操、足踏み運動等)。
- ・昨年7月より開始。利用者数(11月末時点)は、累計461人(集団型343人、個別型118人)。

○一般介護予防事業(対象:65歳以上の高齢者)

5. 地域拠点型一般介護予防事業

- ・地域福祉センター等で週1回5時間程度、体操やレクリエーション、給食、専門職による介護予防講座(昨年6月開始)等、地域ごとに様々なメニューを提供。
- ・平成29年4月より実施、11月末現在78地域(112ヶ所)で実施。

6. 居場所づくり型一般介護予防事業

- ・原則月2回以上、通年開催などの要件を満たす通いの場を運営する団体に対して、場所代などの運営費の一部を補助(全市約90箇所(ただし1区当たり20箇所程度まで))。
- ・11月までに53ヶ所を決定。(12月まで毎月交付決定)

○新たなサービス等

7. (1) フレイル改善通所サービス(対象:要支援者、事業対象者)

- ・平成30年10月より開始。各区・支所ごとに1箇所、計11箇所。
- ・平成30年11月の利用者数は、35人。

(2) フレイル予防支援事業(対象:65歳以上の高齢者)

- ・平成30年10月よりフレイル改善通所サービスと一体で開始。各区・支所ごとに1箇所、計11箇所。
- ・集団で行う簡易なフレイルチェックや、フレイル予防のための栄養(食・口腔)、運動、社会参加についてのアドバイスをを行う。1回90分以上。
- ・平成30年10月開催分の参加者数は、83人。

(3) 介護支援ボランティア活動を推進する事業の検討

- ・平成19年5月に、厚生労働省より、地域支援事業として介護支援ボランティア活動を推進する事業が実施可能である旨の通知が出され、現在、政令市20市中14市で実施。神戸市でも今後、同事業の創設を検討。

神戸市の総合事業の課題と今後の方向性について

1. 介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス

・訪問型サービスの対象者について

総合事業移行前から訪問介護を利用している方について、これまでは「既にサービスを利用している方で、利用の継続が必要なケース」に該当すれば介護予防訪問サービスの利用を暫定措置として可能としていたが、平成 30 年 4 月以降は、ケアプランの見直し時にアセスメントの中で、状態像等をもとに必要なサービスを判断する取扱いに変更する。

・従事者養成研修の修了者をいかに雇用につなげるかについて

従事者養成研修の広報に努めて受講者の確保を図るとともに、研修修了者が事業所の雇用につながるよう、スタッフ募集中の事業所による説明会を開催するなど効果的なマッチング支援に努める。

2. 住民主体訪問サービス

・サービス提供及び利用の拡大について

他市町村の取組みも参考にするとともに、利用しやすいサービスに向けて国へ要望していく。

3. 介護予防通所サービス

・サービス内容に応じた利用者負担について

利用者にとって使いやすい料金体系となるよう、サービスに応じた利用者負担に見直しを行う。今後も必要に応じて利用者負担の見直しについて検討していく。

4. 短期集中通所サービス

・サービスが必要な方への周知について

市民や関係者へサービスについて周知を進め、必要な方に紹介できるようにしていく。また、サービス終了後の地域での受け皿についても充実を図っていく。

5. 地域拠点型一般介護予防事業

・事業者の確保(全小学校区での実施)について

内容や委託料の見直しを検討し、空白地域については、地域・開催場所・実施団体のマッチングを進める。

6. 居場所づくり型一般介護予防事業

・箇所数の拡大と周知について

各区社会福祉協議会や中間支援を行っている NPO 法人などとの連携により、通いの場を実施している団体への周知を進める。また、紹介できる場所の把握に努める。

7. 新たなサービスの検討

利用者の健康寿命延伸に資するサービスの充実やインセンティブについて検討を進める。